

介護サポート いけだ 運営規程

介護サポートいけだ運営規程（平成 15 年 4 月 1 日施行）の全文を改正する。

この規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号、以下「総合支援法」という。）における指定居宅介護事業所 介護サポートいけだ の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人 池田町社会福祉協議会が開設する総合支援法における指定居宅介護事業所 介護サポートいけだ（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護事業所（以下「事業」という。）は、身体または精神に障害のある人（以下「利用者」という。）に対し、身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切な指定居宅介護（以下「居宅介護」という。）サービスを提供することにより、利用者が可能な限り居宅にて、その有する能力に応じた自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにすることを目的とする。

（事業所の名称等）

第2条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 一 名称は、「介護サポート いけだ」と称する。
- 二 この事業所の事務所は、岐阜県揖斐郡池田町本郷 1628 番地の 2 池田町福祉センター内に置く。

（運営の方針）

第3条 事業所は、次の運営方針に沿って業務を遂行するものとする。

- 一 利用者が、可能な限り居宅にて、その有する能力に応じた自立した日常生活または社会生活を営むことができるように、利用者の意向、適正、障害の特性その他の事情を踏まえて作成した居宅介護の個人別計画（以下「居宅介護計画」という。）に基づき入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、並びに生活等に関する相談や助言、その他生活全般にわたる援助を行う。
- 二 事業実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った懇切丁寧なサービスの提供に努め、その効果について継

続的な評価を行い、またその他の措置を講ずることにより、利用者に対して適切かつ効果的なサービス提供に努めるものとする。

- 三 事業の実施にあたっては、地域や家庭との結びつきを重視し、市町村、地域の保健・医療・福祉サービス関係機関、他の障害福祉サービス事業者等との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 四 事業所は、提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- 五 事業実施にあたっては、この運営規程の他、関係法令通知等を遵守するものとする。

(主たる対象とする障害の種類)

第4条 事業の主たる対象とする障害の種類は、身体障害または精神障害とする。

(従業員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する従業員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者1名(常勤1名)を置く。
 - イ 管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
 - ロ 支障がない限り、他の業務との兼務をしても差し支えない。
- 二 居宅介護従業者として、初任者研修(訪問介護員研修2級)修了以上の者を7名置く。
 - イ 居宅介護従業者は、第3条の運営の方針を遵守し、居宅介護サービスの提供にあたる。
- 三 居宅介護従業者の中からサービス提供責任者として、常勤1名を選任する。
 - イ サービス提供責任者は、居宅介護業務の他、他事業所への居宅介護の利用の申し込みに係る調整、居宅介護従業者に対する技術指導、居宅介護計画の作成等を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 一 営業日は、毎週月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の休日に関する法律に規定する休日及び12月29日～1月3日までを除くものとする。

- 二 営業時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。
- 三 電話により、24 時間常時連絡が可能な体制とする。
- 四 営業日及び営業時間以外のサービス提供については、個別に相談に応じ、可能な範囲で対応するものとする。

(指定居宅介護事業の提供方法及び内容)

第7条 居宅介護の提供方法及び内容については、次のとおりとする。

- 一 事業所の管理者は、居宅介護等従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時、または利用者から求められたときは、これを提示すべき旨を指導する。
- 二 事業所が提供する居宅介護サービスは、厚生労働省で定めるものとし、居宅介護計画に沿って、利用者の障害の特性、置かれている環境等に応じた適切な配慮をもって生活全般にわたる援助を行う
- 三 事業所は、サービス提供の依頼があった時は、利用者に受給者証の提示を求めて、支給決定の有無、支給決定の有効期間及び支給量等サービス提供に必要な事項を確認するものとする。また、有効期間の終了に伴う介護給付費の支給申請についても、適切な時期に必要な援助を行うものとする。
- 四 事業所は、居宅介護にかかる支給決定を受けていない者からの利用申し込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて、速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。
- 五 サービス提供期間にあたっては、利用者及び家族等に対し、障害の特性に応じた配慮をしつつ、サービスの種類、内容、提供時間、利用料等重要事項を説明し、文書にて同意を得るものとする。また、その契約内容等については、利用者の受給者証に記載するものとする。
- 六 居宅介護計画は、サービス提供責任者が、支給決定内容に沿って利用者との話し合いの上で立案し、利用者の同意を得、利用者に交付するものとする。また、居宅介護計画の目標達成状況を常に把握し、また継続的な評価を行い、必要に応じて利用者の同意を得て、居宅介護計画を修正するものとする。
- 七 事業所は、サービス提供にあたっては、利用者の障害の特性、心身の状況及び環境の変化等に対応するよう努め、また利用者の意思を尊重し、必要に応じ市町村その他関係機関等との連携を密にし、常に適切な介護サービスを提供するように努める。
- 八 事業所は、サービスを提供したときは必要事項をその都度記録しなければならない。

九 事業所は正当な利用がなくサービスの提供を拒否してはならない。

十 次のいずれかに該当する場合、事業所は、遅滞なく意見を付して、その旨を市町村に通知するものとする。

イ 利用者が、正当な理由なしに居宅介護の利用に関する指示に従わないことにより、障害等の程度を増進させたと認められたとき。

ロ 利用者が、偽りやその他不正行為によって居宅介護の給付を受けたとき、また受けようとしたとき。

(通常の事業の実施地域)

第 8 条 通常の事業の実施地域は、池田町全域とする。

(居宅介護利用者負担額、その他の費用の受領)

第 9 条 居宅介護サービスを提供した場合の利用者負担額、その他の費用については、次のとおりとする。

一 居宅介護サービスを提供した場合の利用者負担額は、総合支援法の規定により算定された介護給付費に 90 分の 100（総合支援法 31 条の規定が適用される場合はその市町村特例割合で除して得た割合）を乗じて得た額から介護給付費を控除した額とする。

二 事業所は、法定代理受領を行わないサービスを提供した場合は、総合支援法の規定により算定された介護給付費に 90 分の 100（総合支援法 31 条の規定が適用される場合はその市町村特例割合で除して得た割合）を乗じて得た額の支払いを利用者から受け取るものとする。

三 事業所は、一号及び二号の支払いを受けた場合は領収書を利用者に発行するとともに、二号の支払いを受けた場合は、その提供した居宅介護の内容、費用の額、その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を発行するものとする。

四 事業所は、法定代理受領による居宅介護に係る介護給付費の支払いを受けた場合は、利用者にその額を通知するものとする。

五 事業所は、利用者等からの依頼により利用者負担の上限額管理を行うときは、関係法令等に従い実施するものとする。

六 通常の事業の実施地域を越えて行う居宅介護に要した交通費は、利用者の同意を得てその実費を請求する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を請求するものとする。

イ 事業所から、片道おおむね 10 km 未満の場合は、370 円とする。

ロ 事業所から、片道おおむね 10 km 以上の場合は、10 km を超えるキロ数（端数切捨て）に、37 円を乗じた額に 370 円を加えた額とする。

七 その他、特に必要な場合は、利用者の同意を得て実費を請求するものとする。

2 事業所は、前項五号及び六号の費用を請求する場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をしたうえで、支払いに同意する旨の文書に記名押印を受けるものとする。

（緊急時における対応方法）

第 10 条 居宅介護従業者は、居宅介護サービスを提供中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（苦情及び事故発生時の対応）

第 11 条 事業所は、自ら提供した居宅介護サービスに対する利用者及び家族等からの苦情に対しては、迅速適切に対応する。

2 事業所は関係法令に基づく市町村等からの居宅介護に関する書類の提出提示、質問または照会等の求めに応じるとともに、利用者からの苦情に関し、市町村等が行う調査に対し、協力するものとする。また、市町村等からの指導、助言を受けた場合は、それに従って適切に改善を行うものとする。

3 居宅介護従業者は、居宅介護サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに家族等及び管理者に報告するとともに、必要な措置を講じなければならない。

4 事業所は、居宅介護サービスの提供による事故が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じるとともに、市町村等に連絡をしなければならない。

（虐待及び身体拘束の防止）

第 12 条 事業所は、いかなる場合も従業員による、利用者に対する身体的、精神的及び社会的等虐待をしてはならない。

2 居宅介護従業者は、利用者が虐待を受けている、またはその疑いがあると思われる状況を発見したときは、管理者に報告し、その指示により適切な処置をとるものとする。

3 事業所は、利用者が疑いを含めて虐待を受けていることを発見した場合は、速やかに関係機関等と連携の上、必要な援助を行うとともに、虐待を行っている者への必要な支援に協力するものとする。 — 5 —

4 事業所は、虐待防止に関する責任者を管理者とする。

- 5 事業所は、従業者に対して虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する。
- 6 事業所は、虐待防止委員会を設置する。
- 7 事業所は、ご利用者の生命または身体を保護するため、切迫性・非代替性・一時性の 3 つの要件をすべて満たす緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束や行動を制限する行為は行いません。ただし、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、ご本人またはご家族に十分説明を行い、確認書を交わします。その態様及び時間、その際のご利用者の心身状況、緊急やむを得なかった理由を記録し、ご家族等の要求がある場合及び行政機関等の指示がある場合には開示します。

(ハラスメント)

第 13 条 事業所は、居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じなければならない。

(事業所のサービスに係る報告)

第 14 条 事業所は、市町村等の求めに応じ、事業実施状況等に関する書類を提出等しなければならない。

(個人情報の保護)

第 15 条 管理者及び居宅介護従業者は、正当な理由なくその業務上知り得た利用者またはその家族等の秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

- 2 居宅介護従業者は、サービス担当者会議等において、利用者及び家族等の個人情報を用いるときは、あらかじめ文書にて当該利用者等の同意を得なければならない

(従業員の研修)

第 16 条 事業所は、居宅介護の質的向上を図るために、従業員に対し研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務の質的向上のための体制を整備する。

- 一 採用時研修を、採用後 3 か月以内に実施する。

- 二 現任研修は、年 2 回以上実施する。

- 2 居宅介護従業者は、前項に定める研修を積極的に受け、自らも研鑽に努めなければならない。

(その他運営に関する事項)

第 16 条 事業所及び従業員は、サービス提供を強要したり、当該利用者等から金品その他の財政上の利益を収受してはならない。

- 2 事業所は、従業員の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行い、また、事業所の設備、備品等の衛生的な管理に努めるものとする。
- 3 事業所は、設備、備品、従業員及び会計に関する諸記録の整備を行う。また、居宅介護計画、個々の居宅介護に関する諸記録及びその他の居宅介護に関する記録も整備し、サービス提供の日から 5 年間保存するものとする。
- 4 この運営規程の概要、従業員の勤務体制及びその他のサービスの内容等重要な事項は、事業所の見やすい場所に掲示するものとする。
- 5 事業所の会計は、他の会計と区分し、毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日を会計単位とする。

(雑則)

第 17 条 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人池田町社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。(全文改正)

附 則

この規程は、平成 19 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。